

平成26年度仙台市食品衛生監視指導計画(案)のパブリックコメント

※意見中、下線部の意見について、監視指導計画案に追記、修正しました。

No.	意見	評価分類	分類	本市の考え方
1	監視と指導だけでなく、食品等事業者の自主管理の推進の手法としてHACCPの手法を用いた自主衛生管理を導入しているのは大変良いと思う。衛生管理のセミナーの内容として、自主管理を怠った時にどのような産業上、社会的な様々なロスが起きるかということを事業者理解させて欲しい。なぜ自主管理は重要なのか？ということをはっきり自覚させるということです。	A	監視指導	仙台市自主衛生管理評価事業（仙台HACCP）においては、食品等事業者の積極的な取り組みが、安全意識の高揚につながることから、今後とも事業の推進に努めます。
2	・H18年度より仙台HACCP（ハッサブ）を設けての施設評価を実施したことは、“消費者の目に見える食品安全対策”に繋（つな）がりよいことだと思います。HACCPは米（アメリカ）の宇宙計画向け食品製造の為考案された手法との事、日本の種が島の宇宙ステーションのフリーズドライの食品を現地で食したことがありましたが、とても衛生的でした。（乾燥したいちご等）（パッケージなど気密に出来ていました）（他同様意見1件）	A	監視指導	食品等事業者に仙台市自主衛生管理評価事業（仙台HACCP）により積極的に取組んでもらうことが市民への安全な食品の提供につながることから、今後とも事業の推進に努めます。
3	仙台HACCPの推進は大変評価できる事業だと思うので、事業者や市民へのさらなる広報活動を進めて欲しい。評価制度にマークの利用は一般市民にも分かりやすいので素人にも理解しやすい形でPRして欲しい。（他同様意見4件）	B	監視指導	仙台HACCPの広報活動としましては、市ホームページ、食品衛生キャンペーンによる啓発物並びに、食品衛生情報誌「食の情報館」及び「食の情報館（概要版）」の配布、及び広報媒体への記事の掲載等を行っております。また、5段階以上の評価施設は評価マークを製品や容器包装に使用することができ、実際に、商品の包装、配達の前、製品の配送箱などに使用されていますが、今後とも様々な機会を捉えて市民へのPRに努めてまいります。
4	安全性の確保に関して、「事業者の自主管理」体制は重要であり必須であります。近年の（ギソウetc）問題事業者の多発により安全についても不安です。今までの検査、管理体制に加えて、民間やボランティア（専門委員、職員の退職者など）を活用し、検査の件数を増大させ、事業者の意識を高めることを目標とし、市民への啓発とする。	B	監視指導	事業者の法令遵守は重要であることから、行政職員による監視指導に加え、公益社団法人仙台市食品衛生協会の自主衛生管理事業として、食品等事業者で構成される「食品衛生指導員」による巡回指導を行っており、この活動を支援することで、食品の安全に関する事業者の意識向上に努めております。

5	<ul style="list-style-type: none"> ・ぬきうちで行って下さい ・もっと民間も介入させた方がいいのでは？ (他同様意見2件) 	B	監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関係施設への立ち入りは、原則として抜き打ちで行っております。今後とも、監視指導の内容と照らし合わせ、適切な立ち入りに努めてまいります。 ・食品関係施設への指導につきましては、公益社団法人仙台市食品衛生協会が自主衛生管理推進事業として、協会に所属する食品衛生指導員による食品関係施設に対する巡回指導を行っており、本市ではこの活動がさらに効果的に進められるよう支援しております。今後とも、協会の支援を行いながら、保健所の食品衛生監視員による効率的かつ効果的な監視指導に努めてまいります。
6	<p>食品等事業者への自主管理指導は最も大切なものと考えます。自主管理が適切になされていれば、ある程度安心して食生活を営む事が出来ると思います。そこで、仙台市として自主管理を支援・推進の働きかけ、セミナーの開催などを行っているようですが、一般市民にとって、どの業者が、どれだけ仙台市の指導に対して、自主的に（前向きに）行っているのか見分けられません。（並に悪徳（後ろ向きな）業者も見分けられません）それから仙台市HACCPがあることも知りませんでした。これをもっと市民に公報すべきです。一生懸命指導はしていただいているようですが、それが市民の消費活動に結びついていないと思います。消費活動に結びつけられれば、指導に前向きな業者が増えてくると思います。</p>	B	監視指導	<p>仙台市自主衛生管理評価事業（仙台HACCP）においては、一定の評価を受けた施設は市のホームページや食品衛生情報誌「食の情報館」に掲載して公表しております。さらに市民への周知により、仙台HACCPの認知度が高まることで、事業者の取組み促進が期待されることから、今後とも様々な機会を捉えて積極的に周知してまいります。</p>
7	<p>HACCPについて事業者が自ら自主衛生管理に取り組んでいるとのことですが、これは自主的とのことですが、もう少し取り組み方を（しぼり）をもうけた方がよいのではないのでしょうか。</p>	B	監視指導	<p>HACCPの積極的な導入に向け、毎年企業経営者を対象に「食品の信頼性確保トップセミナー」を開催し、営業者に対し消費者の信頼を得るためにも自らの自主管理が重要であることを説明するとともに、より多くの施設が仙台市自主衛生管理評価事業（仙台HACCP）に取り組むよう支援をおこないます。また、国においても将来的な義務化も視野に入れ、HACCP導入推進に向けた施策を検討しております。</p>
8	<p>ランク付けについて、前年度い反のあった事業所にはランクをあげる。数年い反の無い事業所はランクを下げるなどして検査の重点化を図ったらどうでしょうか。HACCP導入でい反のない事業所はランクを下げ検査回数を少なくする。効率的な検査を実施した方がいいのでは？</p>	B	監視指導	<p>立入検査計画は、食中毒発生原因施設、違反・不良食品発生原因施設、苦情発生施設など、状況に応じて重点的に指導が必要な施設に対して立入回数が増えるよう、より効率的な監視指導をめざして随時ランクを見直しながら立入検査を行っています。</p>
9	<p>現在どの様に監視指導をされているのか不明なので的はずれかもしれませんが、現場では自主管理を推進している様ですが、自主管理となると事業所或いは管理者ごとに同じチェックをしているとは限らないので、同じレベルでチェックできる様、チェックシートの様なものがあれば良いのではないかと思います。</p>	B	監視指導	<p>食品の安全性確保は第一義的には事業者が行うことがより重要であり、行政は食品検査や立入検査によりそのチェックを行っております。その自主衛生管理の方法は施設の規模や取扱品目により異なっておりますので、その施設にあった指導をしております。また、仙台HACCPにおいては、チェック表により衛生管理を自己評価する制度であり、多くの営業施設が仙台HACCPに取り組むように積極的に働きかけてまいります。</p>

10	具体的に監視指導方法は書いてありませんが、事前に予告なしに（立入検査）実地監視後指導となれば、より強化できると思います。	B	監視指導	立入検査では、基本的に連絡せずに行うこととしており、必要な指導をした場合には、改善確認を実施しております。
11	「食品等事業者に対するHACCPの推進と市民への普及啓発」について 仙台市自主衛生管理評価事業（仙台HACCP）において、評価を受けた施設についての公表や市民の認知度向上が、食品等事業者の取り組みを促す重要な要素と考え、監視指導計画に基づく実績についてホームページで確認できることや、「食の情報館」に「仙台HACCP」の評価を受けた事業者の情報を記載したことについて、安全な食品を選択するうえで有益な情報を市民が得られることになりました。しかし、この制度の内容と独自の評価マークの周知を含めた認知度は、子億の市民には行きわたっていないと思われます。事業者が自ら仙台HACCPの取り組みを推進するためには、評価を受けたことによるメリットが必要です。重点事業にも盛り込まれていることから、仙台HACCPの認知度を高めるためにも、食品等事業者対象の自主衛生管理の講習会の他に、一般市民も一緒に参加できる形式の講習会を開催するなど、従来の広報を見直し、新たな取り組み施策が必要と考えます。（他同様意見4件）	B	監視指導	仙台HACCPの市民への認知度向上を図り、多くの事業者が参加する制度となるよう、制度の内容を工夫し、推進してまいります。
12	立入検査計画の中で、B、Cランクの施設の検査回数が、2、3回以上というものは少ないのではないかと思います。必要に応じ、回数を増やしているとは思いますが、違反などが発生した施設は、Aランクと同じかそれ以上にした方がよいと思います。（他同様意見2件）	C	監視指導	食品等関係営業施設に対する監視指導につきましては、営業の業種、施設の規模、取扱い品目、食中毒の発生状況、違反・不良食品の発生状況やその内容等を考慮した立入検査計画（表3）を定め、効率的で効果的な立入検査を実施いたします。また、監視の中で問題のあった施設に関しては、立入検査計画の回数に関わらず、改善されるまで、必要に応じた立入指導を実施いたします
13	書面での通知だけでは弱いので指導を受けた事業者を公表し、時には、営業停止期間を設けるなど厳しく対応する事も必要かと思えます。その際は、何か月後かに再監査をし、継続していく事が大切だと思います。	C	監視指導	食品衛生法違反があった場合には、その規定に基づき行政処分等を実施しており、またその事業者を食品衛生法第63条に基づき公表しております。さらに改善指導を実施した際には、改善確認を実施しております。
14	指導で事業者が消費者の気持をくんだ食品を提供できるのかよくわからない。監視されると逆にその反対あるいはぬけ道をさがして食品の違反があるので、言葉を選んでやったらどうか？	D	監視指導	監視指導の際には、行政の押し付けではなく、営業者に対し消費者の信頼を得るためにも自らの自主管理が重要であることを説明、積極的に取り組むよう指導し、行政は自主管理が適正に機能しているかを確認するための検査や必要な指導を行うように努めています。
15	HACCPの手法を用いた自主衛生管理の導入の推進ということですが、今まではHACCPの手法を用いる事は余りなかったのですか？	D	監視指導	日本においては、HACCPの考え方に基づく衛生管理の手法として、国が平成8年から「総合衛生管理製造過程」という承認制度を設けておりますが、承認の対象となる業種が限定されております。そのため、本市においては、平成18年より業種を限定することなく、HACCPの考え方に基づく自主衛生管理を行っている事業者を評価する制度として、「仙台市自主衛生管理評価事業（仙台HACCP）」を立ち上げ、食品等事業者に導入を推進しております。

16	資料2-P11-(1)について お祭りの際、屋台での飲食を常々心配しています。屋台の申請、許可時に食中毒の予防のための説明をきちんとしてもらいたいです。 (他同様意見1件)	D	監視指導	お祭りなどのテントなどでの仮設飲食店営業では、食中毒予防の観点から一般の飲食店に比べて扱う食品が、著しく制限されております。また、申請の際、窓口では食中毒予防のための必要な指導を実施しております。
17	2-(3)「製造・流通・販売等における監視指導」について 昨年12月東京都調布市で、給食を食べた小5女児が「アナフィラキシーショック」を起こし死亡した事故が発生しました。文科省の調査によると「アレルギーのガイドライン」に関する周知は、管理職や養護教諭ら一部の教職員にしか周知されていないという結果が報告されています。食中毒やアレルギー物質など、子どもの生命や健康に関する情報は、児童に関わるすべての教職員などに十分周知徹底してください。一連の食品偽装表示問題で、成型肉に、アレルギー物質の乳、大豆、小麦が含まれていた事件があったことから、監視指導のさらなる強化を求めます。また、放射性物質の検査に関し、風評被害の問題から、保護者への情報提供を丁寧に行ってください。食品安全表性を消費者の立場に立って推進するために、他市長村によせられた情報なども共有し連携をお願いします。(他同様意見4件)	D	監視指導	アレルギーガイドラインの教職員への周知に関しては、教育部局と連携し適切な対応に努めてまいります。また食品表示に関しては、食品衛生法に基づく適切な表示についての指導を続けてまいります。食品中の放射性物質検査の結果は、すべての実施結果を随時ホームページで公表しております。
18	各事項につき、具体的な検査方法が書かれてあり、わかりやすくてよいと思います。	A	検査	ご期待にそえるように、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
19	・検査機関がしっかりやっている状況を知る機会が普通はない。今までちゃんとやっているのかしら・・・(大丈夫かな)と思っていた。 ・見学等に参加して、厳しい検査をしている事を知り、感心しました。ニュース等では知る事の出来ない有益な知識を得ることができました。	A	検査	ご期待に沿えるよう食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。
20	検体や検査回数を増やし、さらに安全に消費者に届く様になればいいと思います。	B	検査	収去検査の対象は、過去に検出事例や違反事例のあるものなどを考慮して表4の収去検査計画を作成し、効果的な実施に努めています。
21	異物混入・アレルギー物質・偽装食品(原材料等の安全性確保)等、命にかかると大変な事なので、事業者にも再確認してもらうために、抜き打ち検査等の強化をはかる。また、実績として優良業者を公表し、業者間の違いを明確化させ、意識を高めさせるような方法を考えて欲しいと思います。	B	検査	食品の収去検査については、事前に連絡せず実施することとしています。また、検査結果とは別に、他の模範となる優良な施設について、「優良施設」として表彰し、その施設名はホームページにより公表しています。

22	・食品検体のふき取り調査は大事であると考えます。しかし多くの食品が市場に出まわる昨今、資料P9、表4の延べ検体数の数が、現消費者のニーズに対する食品数から考えると少なすぎる気がしますが・・・どうでしょうか？	C	検査	市内で製造される食品及び流通販売される食品については、危害の発生状況や違反状況等を考慮し、表4の収去検査計画により実施しています。
23	2- (3)「製造・流通・販売等における監視指導」について 食品の偽装表示が大きな社会問題となり、表示されていることが本当の事なのか不安を抱く問題が起きました。飲食店の料理は食品衛生法で定めるアレルギー表示の義務の対象外であることは承知しておりますが、食物アレルギーを持つ人にとっては、命に関わる重大な問題で、身を守るために食品表示は重要な判断材料となっています。そのような中P10に記載にあるように監視指導計画(案)の中で特定原材料(アレルギー物質)は3検体が計画されているにすぎません。年間検査計画におけるアレルギー物質の検査を充実させてください。	C	検査	市内で製造される食品については危害発生状況や違反状況を考慮して表4の収去検査計画により実施しております。また、表示については食品衛生法に基づく適切な表示が行われるよう、食品衛生監視指導計画に基づき指導してまいります。
24	食品中の放射性物質、残留農薬、及び動物用医薬品の関連情報の収集に努め適切な検査品目及び検査項目を選定しながら検査を行うとあるが、大人と子供のリスクの相違は考慮してあるのでしょうか？(他同様意見1件)	D	検査	市内で製造される食品及び流通販売される食品については、危害の発生状況や違反状況を考慮し、表4の収去検査計画により実施しています。なお、食品中の放射性物質、残留農薬及び動物用医薬品の基準値につきましては、すべての世代、性別に配慮したうえ、設定されていますので、基準値以内の食品はすべての方が安心して消費することができます。
25	きちんと検査されていると思います。ただ収去検査で検査をくぐりぬけたものがあると嫌なので、検査したものにマークなどつけてもらえるといいと思います。	D	検査	収去検査において、検査済みのマークをつけることはできませんが、検査結果で違反が判明した場合は、回収や廃棄など速やかに流通から排除する措置を講じております。
26	肉、魚介類の他に健康食品も監視指導しているというのはあまり知られていなかった。	D	検査	今後とも、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めてまいります。
27	放射性物質の検査について、近頃はあまり重要視されなくなってきているか感じがしますが、もう一度、食品に(安全性)対しての安全を考えてみないといけないと思う。	D	検査	ご感想としてお伺いしました。
28	とてもよく計画されていると思います。自主管理推進というのもよいと思います。	A	その他	ご期待にそえるように、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保につとめます。

29	<p>監視指導計画（案）は分りにくいという意見もあったが、私は、この表現、内容で良いと思います。もうひとつ、食品表示で法律上バラ品には食品表示の義務はないがアレルギー物質については死に至ることもあるので食品を推しようするには？肥料、飼料はバラといえでも表示義務は課されています。</p>	A	その他	<p>食品の表示については、食品衛生法に基づく表示基準に基づき適正な指導をしております。</p>
30	<p>安心して行政の皆様任せられると思っておりますが、市民への説明不足を感じます。学校教育の場も利用し、積極的な働きかけが必要と思う。又、「仙台ハサップ」（認知度が低いようです）の様に仙台独自に「放射能安心」といった食品の安全シール（商標）の認めを考えていただければ消費者として安心できます。</p>	B	その他	<p>市ではこれまで、食品の安全性に関する講演会や食品等事業者向け講演会の実施、出前講座、食品衛生講習会、せんだい食の安全サポーター制度、市政だよりや仙台市ホームページでの情報発信等の取り組みを行ってまいりました。今後もご期待に沿えるよう取り組んでまいります。</p>
31	<p>研修で市場の中で残留放射能検査など見て回りましたが、市場の中で．．．と個人の販売の検査の違いについて理解できました。検査の目をもう少し．．．（TPPの検査について）</p>	B	その他	<p>市内で製造される食品及び流通販売される食品については、危害発生状況や違反状況等を考慮し、表4の収去検査計画により実施してまいります。</p>
32	<p>・P2はじめに、の文章の流れが？ 9段の(また、国において・・・認識しているところでは、次の段落の(このような状況において・・・実施することが必要です。)の後に、以下の様に修正してはいかがでしょうか。 「また、食品を取り巻く環境は日々刻々と変化しておりますので、国において推進しているHACCPの充実により、食品の安全性と市民の食品に対する信頼性を確保することが、市民の・・・ところです。」</p>	B	その他	<p>文章表現につきましては、できるだけ平易でわかりやすい表現をするよう努めてまいります。</p>

33	<p>・P3以降の項目の並べ方が？ P2の□に記載した基本方針の特徴の順番①②③の流れが基本だと思いますので、P3以降は次ページの順に組み変えたほうが良いと思います。 P3《重点事業》並べ替え ○[肉の生食……] ○[ノロウイルス……] ○[食品中の……] ○[仙台市自主……] ○[リスクコミュニケーション……] P4《具体的な取組み》 P4～P13まで大項目を入れ替える 1 は、2 の製造・加工…… (P5～P10) に 2 は、3 の食中毒等の…… (P11) に 3 は、1 の食品等事業者…… (P4) に 4 は、4 をそのまま (P12～13) 5 は、5 をそのまま (P14～16)</p> <p>私案を書きましたが、この理由は、 ・法律に基づく行政活動を第1番目に記載すべきだと考えました。(監視、指導と食品検査など) ・第2番目に、市として積極的に推進しているHACCPを記載したらどうかと思います。</p>	B	その他	<p>重点事業に掲げている5つの事業については、重要度の高い順に記載しているのではなく、各々の事業は同列に重要と位置付けております。今後とも、わかり易い記載となるよう努めてまいります。</p>
34	<p>全体的に、丁寧に問題点を拾いあげてよく練られた計画だと思います。しかし「はじめに」にもあるように実効性を出すためにはより工夫が必要と思われます。特にノロウイルス対策については、子供を中心に伝搬するので学校への呼びかけも必要と思います。特に学校のトイレの管理です。その他人の集まるところのトイレの管理、市役所のトイレも常々気になっておりました。そういうところにも視点をおきべきだと思います。広い視点でとらえて行かないと実効性は期待できないと思います。</p>	B	その他	<p>ノロウイルス感染対策としては、未然防止が最も重要でありますことから、本市では、予防方法等の知識の普及啓発に重点を置き、様々な媒体を利用して推進しております。特に、トイレはノロウイルスの汚染源であることから、清掃及び消毒方法についても、適宜指導を行っています。今後も、ノロウイルス食中毒防止対策を重点的に強化してまいります。</p>
35	<p>・よくまとめているが、消費者の役割はどうすればよいのか ・HACCPの導入はわかったが具体的にはどうしたらよいのかよくわからない</p>	B	その他	<p>食品安全基本法では、消費者の役割を「消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策についての意見を表明することによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たします。」としております。食品の安全性の確保のためには行政、生産者、食品等事業者、消費者が相互に理解を深めながら、それぞれの責務や役割を果たしていくことが必要です。</p>

36	<p>各監視指導や検査事項について、どこの課、部署が対応するのか表記されているところがわかりやすくよいと思います。</p> <p>口に入る物は、食品と考えていたのですが、飲料類の記載がないのは、食品衛生監視、指導の対象外なのでしょうか？それとも他の項目の中に含まれているのでしょうか？飲料類の文言を加えてほしいです。</p> <p>HACCPの「自主衛生管理評価事業」だけでなく、最高ランクとか星5つなどつけ加えるといいと思います。</p>	B	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法において、食品は「すべての飲食物（ただし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を含まない）」と定義されており、本計画においても同義として使用しております。そのため、飲料類も指導及び検査の対象としており、不適切・違反食品の排除を行っています。 ・仙台HACCPでは、衛生管理の取り組み状況に応じて8段階に区分して評価しており、5段階以上と評価された施設には、一つ星（☆）から4つ星（☆☆☆☆）の評価書を交付するとともに、事業者の希望に応じて、評価を受けた施設名を本市ホームページに掲載しています。
37	<p>計画的に具体的な取り組みが挙げられているのでおおむね、良好と思われます。ですが、前年などとてらあわせて、改めた部分や重点とされる部分をアピールした方がよいと思います。食品の監視や検査機関ごとに内容をまとめても良いではありませんか。内容が重複してしまいますが、より強固な検査であることのアピールや責任ある活動であることが理解できると思います。強強になりました。ありがとうございました。乱筆乱文すみません。</p>	B	その他	<p>ご期待に沿えるよう、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の安全性確保に努めます。表現については、よりわかりやすい表現となるよう、ご意見も参考とし努めて参ります。</p>
38	<p>仙台市ではかなり時間や経費をかけて検査や指導を行っているということは今回の話し合いで理解できましたが、．．．もっともっと時間をかけて欲しいと思います。</p> <p>条例化についてはしなくても年度毎に指導計画案でよろしいかと思えます（毎年作成するのは大変でしょうが、．．．）</p>	B	その他	<p>食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導及び検査等が実施できるよう努めてまいります。また、営業許可施設については、新規営業許可取得時及び許可更新時に食品衛生監視員による立入を実施し、衛生状態等の確認を行い、必要に応じて適切な指導を実施しております。</p>
39	<p>・全体的に緻密（ちみつ）で細部迄行き渡った監視指導計画（案）と思われますが・・・実施した検査結果などの公表を上手に（例 ネットで公表、市政だよりへの掲載等）すすめて行ければ販売者費者の食品の安全に対する意識ももっと、より拡充して行くのでは・・・？</p>	B	その他	<p>市ではこれまで、食品の安全性に関する講演会や食品等事業者向け講演会の実施、出前講座、食品衛生講習会、せんだい食の安全サポーター制度、市政だよりや仙台市ホームページでの情報発信等の取り組みを行ってまいりました。今後も様々な機会を利用して情報発信に努めて参ります。</p>
40	<p>市職員の方だけでは手薄な様に思います。ボランティアなどを採用して検査対象を広げて欲しいと思います。</p>	B	その他	<p>流通食品の検査は食品衛生法に基づき実施されており、本検査は行政庁の職員のうち食品衛生監視員の資格を有している者以外は行うことができません。市では、危害発生状況や違反状況等を考慮し、流通食品について表4の収去検査計画により検査を行うこととしております。また、各区保健福祉センター衛生課では、食品事業者に対し、製造または加工を行った製品について自主検査を実施するよう指示し、検査結果の提出を求めています。</p>

41	緊急事態発生時の対応については、生活衛生課を中心とした組織体制をきちんとつくり、迅速かつ適確に対応できる様に意識を常に持って欲しいと思います。	B	その他	食品に関する緊急事態が発生した際に、迅速かつ的確な対応が取れるよう、生活衛生課が中心となり、平時より関係機関との連絡体制や情報交換、協議等を行い、連携強化を図っています。
42	3－（１）「食中毒発生時の原因究明、拡大防止」について 昨年、北海道で0157に汚染された浅漬けによる食中毒が発生し、深刻な被害をもたらしました。 また、毎年ノロウイルスによる食中毒の発生も多発しています。拡大防止を図るうえでも、食中毒は家庭での予防も大切です。 重点事業の「肉の生食による食中毒防止対策」に関しては、食品等事業者への指導だけでは拡大防止に繋がらないと思います。市民への情報提供や啓発・教育に関することを、消費者団体や市民団体と連携を取るとの記述の必要があります（他同様意見3件）	B	その他	市民への食中毒予防の啓発や情報提供については、市政日より、ホームページ、チラシ、出前講座及び講演会などの機会を捉え、正しい知識の普及に努めており、必要に応じて様々な機関や団体と連携しています。
43	4－（３）「せんだい食の安全サポーター等の活動」について せんだい食の安全情報アドバイザーは、平成25年度に新たに設置されました。消費者の代表として、消費者目線を活かした活動内容となることが重要であることから、多くの市民が活動の情報を入手できるよう、具体的な活動計画や内容を明記する必要があると考えます。また、せんだい食の安全情報アドバイザーの役割として、食中毒に留まらず、食品中の放射性物質に関することも含めてください。（他同様意見2件）	B	その他	現在、せんだい食の安全情報アドバイザーの活動は食中毒防止の啓発活動に限定せず、広く食品の安全性確保に関する活動を実施しております。しかし監視指導計画の表現は、「食中毒防止のための啓発活動等を食品衛生監視員とともに実施」となっておりました。 ⇒ご意見を踏まえて、「 食品の安全性に関する知識の普及活動などを食品衛生監視員とともに行います 」と変更しました。 具体的活動内容は、せんだい食の安全情報アドバイザーの皆様とご相談しながら実施してまいります
44	4－（６）「食品の安全性に関する相談・食品の表示に関する相談」について食品の偽装表示が大きな問題となり、消費者として表示されていることが本当のことなのか不安を抱く問題が起きました。特に食物アレルギーを持つ人にとっては、命に関わる重大な危険を孕む問題で、身を守るために食品表示は重要な判断材料となっていたはずですが。危険情報を入手した時は、緊急に当該食品の流通状況調査等を行い、当該食品を排除するとともに、市民に対し、速やかに情報の公表をする必要があります。（他同様意見2件）	B	その他	危険情報を入手した時は、緊急に当該食品の流通状況調査等を行い必要に応じて検査を実施するなど、今後も当該品の排除に努めます。また、市HPなどを通して速やかな情報提供に努めています。

45	<p>仙台市民の生命・健康が最優先という視点での、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが必要と考えます。仙台市においては、「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、単年度毎のアクションプランにより施策を進めていますしかし、原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質による食品の汚染問題や消費者を裏切る食品偽装問題に付随した食物アレルギーの危険性の問題など食の安全への信頼を揺るがす問題等へ対応するには、食品の安全性確保だけでは十分とは言えません。また、食品の安全性確保が市民の食品に対する信頼性の確保へと直接は結びつきません。仙台市民の生命・健康が最優先という視点での、食の安全性と信頼性の確保に向けた仙台市の基本理念や基本方針、市民の役割や事業者・仙台市の責務等、仙台市の目指す食の安全について長期的・継続的な施策がとれるよう、またより実効性が高く、市民の意見を施策に反映させることができるような「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することを求めます。（他に同様意見5件）</p>	B	その他	<p>食品は広域的に流通することから、その安全性確保に関しては市町村独自の条例ではなく国や都道府県単位での統一的な基準に基づき取組をすすめることが重要と考えております。本市ではこうした考えの下、食品安全基本法などの関連法令に基づいた監視指導や許認可等をおこなうとともに、消費者や事業者等で構成する食品安全対策協議会での議論を踏まえて策定した「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づき実効性のある施策を総合的に推進しているところです。今後とも、社会情勢の変化に合わせ、基本方針を見直すとともに、消費者、生産者、事業者等と連携して、食品の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。</p>
46	<p>現在、仙台市が実施している食品の検査等については、評価します。今後も起こる可能性のある事項について、市民の健康・人命を守る重要な役割を担っている仙台市として、迅速かつ正確に対応できるよう、一層の人員体制の充実、予算の確保は必要と考えます。（他に同様意見1件）</p>	B	その他	<p>食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導及び検査等が実施できるよう努めてまいります。</p>
47	<p>仙台HACCPについて良くわかりませんでした。字だけでなく図・絵が入るとわかりやすい。仙台HACCPについて知りたい。</p>	C	その他	<p>仙台HACCPにつきましては、市ホームページや食品衛生情報誌「食の情報館」などの媒体において、図や写真を交えて内容をご紹介します。今後とも説明方法を適宜見直し、事業のわかりやすい説明と周知に努めてまいります。</p>
48	<p>5ページ①一般監視の行5行目HACCPの記載がわかりにくい。HACCPを導入するのは食品関係事業者で仙台市ではないと思うのですが仙台市にHACCPのひな形があるのであればそれと照合しチェックするのであれば理解できますが。わかりやすい表現にした方がいい。</p>	C	その他	<p>HACCP導入施設ではなくとも、大規模な製造施設などには、高度なHACCPの考え方を取り入れた指導が効果的な場合もございますので、食品施設の衛生管理レベルや規模などに応じた効果的な手法で監視指導をしてまいります。</p>
49	<p>どのような検査をどこを対象に何回実施しているか、一目で分かる説明にして欲しい。市民が最も知りたいこと（食中毒、放射能等）を重点的にかつ簡潔に記載して欲しい。（他に同様意見1件）</p>	C	その他	<p>本市が実施した食品の検査結果及び、市内で発生した食中毒の発生状況につきましては、市ホームページ及び食品衛生情報誌「食の情報館」にて公表しております。今後とも、わかりやすい記載となるよう、内容を適宜見直しまいります。</p>

50	<p>4- (1) 「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進・仙台市食品安全対策協議会の開催」について</p> <p>食品安全対策協議会、せんだい食の安全サポーター会議等の固定のメンバーの意見交換も重要ですが、一般の市民が参加しやすく、日頃抱えている不安や疑問を払拭できるような形式のリスクコミュニケーションを実施することが重要で、特に、食品中の放射性物質に対する風評被害をなくすためにも必要です。近年感染が問題となっているノロウイルスや今回の放射性物質の食品汚染など、市民がどのように対処をすればよいかなど、適切な情報を発信し、不安感・不信感の払拭と市民が理解判断し、行動できるような形式のリスクコミュニケーションを実施する必要がありますと考えます。「食品に関する正しい知識を持ち、リスクを支援、仲介できる人材を育成します」は、食品安全対策協議会委員についてのことなのか、意味が分からないため、理解できる文言にしてください。(他同様意見4件)</p>	C	その他	<p>一般市民に対するリスクコミュニケーションの推進に関しては、監視指導計画の中で重点事業の1つとして位置付けており、出前講座、講演会、食の安全サポーター会議などにより正しい知識の普及啓発やリスクコミュニケーションに努めております。また、ノロウイルスに関しては、今年度は、公益社団法人日本食品衛生協会とも連携し、仙台市が後援する形での講演会が開催され、数多くの参加がありました。</p> <p>リスクコミュニケーションを担う人材の育成に関しては、平成25年度より、せんだい食の安全情報アドバイザーを設けており、様々な活動を通してリスクコミュニケーションを支援、仲介できる人材となるよう経験を積んでいただいているところです。</p> <p>⇒ご意見を踏まえて、このことについての記述を「食品に関する正しい知識を持ち、リスクコミュニケーションを支援、仲介するせんだい食の情報安全アドバイザーの育成に取組みます」と変更しました。</p>
51	<p>平成26年度の監視指導計画案の意見募集において、計画案を市役所本庁市民のへや・8階生活衛生課・各区役所・総合支所に配布していましたが、25年度の仙台市食品衛生情報誌「食の情報館」と一緒に配布していない箇所がありました。情報については、インターネット上でも見ることは出来ますが、すべての市民がその環境にあるとは限りません。26年度の計画を検証する上でも、計画案を配布する箇所及び、保健福祉センター等も含め、市民が身近に仙台市の食品の衛生情報を得ることができるような場所の検討と市民が手軽に情報を得られるような方法の検討が必要と考えます。(他同様意見3件)</p>	C	その他	<p>前年度の実績は、ホームページで確認できるほか、情報誌「食の情報館」に掲載されておりますが、市民のへや等、意見募集の際に同時に配布していない場所もありました。</p> <p>⇒ご意見を踏まえて、平成27年度食品衛生監視指導計画案への意見募集実施の際には、食品衛生情報誌「食の情報館」を同時に配布し、前年度の実績を確認できるようにいたします。</p>
52	<p>細部にまで渡って監視されているにもかかわらず、毎年多くの人が食中毒などにかかるのは、私達消費者の知識不足があると思われます。今後、私達のような主婦が更に勉強する機会があればよいと思います。</p>	D	その他	<p>食中毒予防などの食品衛生に関する情報は、市政だより、市ホームページ、各種パンフレット等で周知を図るとともに、市民から依頼を受けての市政出前講座や食品衛生講習会などで情報提供に努めてまいります。</p>
53	<p>今、マルシェや直売所などの人の集まる場所での直売が多くなっています。そこで販売される生鮮品、加工品(惣菜・菓子・つけもの・・・等々)は検査の対象となっているのでしょうか?製造業者も個人業者が多いようなので心配しています。</p> <p>追記 それから、仙台市、宮城県との連携を取って進めてほしい。</p>	D	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・マルシェや直売所で販売される食品を含め、市内で製造される食品及び流通販売される食品については、危害の発生状況や違反状況等を考慮し、表4の取去検査計画により実施しています。 ・宮城県を含め、他の自治体及び国等と情報交換や連絡調整、協議等を行っていますが、今後とも密接な連携に努めてまいります。
54	<p>パワーポイントを用いての説明が大変分かりやすかったので、このように図表を多用した冊子のHPを作成し、市民の目を引くものにした方が良く思う。</p> <p>(他同様意見1件)</p>	D	その他	<p>今後とも図表を活用するなど、分かりやすい内容にする努力を続けてまいります。</p>

55	立入検査の結果が数字だけでなく実際の店名を公開してもらえれば、もっと身近に感じられ、参考にもなると思います。	D	その他	立入検査のランクは、施設の衛生管理の優劣ではなく、食品の取扱量や、市民への影響の度合いに基づき文類しています。市では、食品事業者が自ら取り組む仙台市自主衛生管理評価事業（仙台HACCP）を実施しており、事業に参加している施設の衛生管理のレベルを市ホームページなどで公表しています。
56	食中毒が発生時、拡大防止にホームページ以外の広報を考えたらどうでしょう	D	その他	食中毒が発生した場合には、ホームページ以外にマスコミを通じて広く情報を提供し、拡大防止に努めています。
57	<ul style="list-style-type: none"> 資料3の用語の説明の多いのには驚きました。 衛生管理上模範的な営業者や優良な施設を表彰することは、とても良いと思いますが、それをずっと維持している営業者等にはなお一層の表彰してもいいのではないのでしょうか。 肉の生食を提供している飲食店では子供、老人には注文を受けない様にするべきでは？ 	D	その他	<ul style="list-style-type: none"> 表彰制度につきましては、衛生レベルの維持状況を踏まえて、保健所長表彰、仙台市長表彰、厚生労働大臣表彰などがあります。 飲食店等で生食用食肉を提供する場合、規格基準に適合したものであっても、①一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨、②子ども、高齢者、その他食中毒に対する抵抗性が弱い者は食肉の生食を控えるべき旨、店頭やメニューなど店舗の見やすい場所に表示することとされています。適切な表示がなされるよう監視指導を徹底します。
58	日ごろ何も考えずに食品を買い料理していましたが、この食の安全モニターになった事で多くの事を学びました。福島での放射線の数値表示など個人的に資料を取ってみるきっかけになりました。	D	その他	今後とも、せんだい食の安全サポーターの活動を通じて、一人でも多くの消費者の方とのリスクコミュニケーションを図り、食品衛生に対する意識をより高めていただけるように努めてまいります。
59	私の中では、やはり食の中で放射性物質のしめる割合が高く、今後とも自分の中での宿題になっていくと思います。	D	その他	本市では、食品中の放射性物質について、パンフレットを作成し、各区衛生課等の窓口で配布するとともに、ホームページにて各種の情報提供を行っています。食品中の放射性物質についてご不明な点がございましたら、最寄りの保健福祉センター衛生課にご相談ください。
60	HACCPが最高レベルの「食品」の安全性を確保する衛生管理システムだと思います。	D	その他	今後とも市民へ安全な食品の提供のため、食品等事業者へ適切な助言及び指導を行ってまいります。
61	サポーターに応募していなかったならば、「仙台市食品衛生監視指導計画」に対するご意見なるものを目にすることはなかったと思います。今後安全サポーター、アドバイザーの市民への普及はいつか？！	D	その他	本市では、せんだい食品の安全サポーター及びせんだい食の安全情報アドバイザーをより魅力的な制度となるよう適宜見直しを行いながら、実施結果をホームページで公表するなど、多くの市民が興味を持って参加していただけるよう努めてまいります。